

〔シンポジウム「大隈に手紙を寄せた人びと——大隈重信へのまなざし」〕

史料を読む

——大隈重信宛書翰の翻刻・校訂作業を手掛かりに——

大庭 邦彦

1 歴史学の営み

歴史学の学問的営為は、二つの基本的柱からなっている。一つは、事実の確定、歴史像を構成するため歴史を学ぶ者（ないしは歴史研究者）が主体的に選び取った事実が、私たちの周囲に存在する無数の事実のなかから、歴史像を構成するための事実として対自化され、主体的に選び取られる時、それは歴史的事実⇨史実として立ち現れる。それを確定するという営みである（①）。いま一つの柱が、個々の史実を相互に関連付けながら、一つの有意な歴史像をつくるということ（②）。

この選び取りの営みには、どうしても研究主体の側の歴史観が反映されざるを得ず、逆に、そのことが、描き出される歴史像が更新され続けていく前提ともなっている。換言すれば、時代が求める新鮮な歴史像を提供することに歴

史学が果たすべき社会的役割に繋がっているということもできよう。ただ、ここで確認しておかなければならないことは、この二つの柱のうち、あくまで①が前提条件であって、①の要件が成立しない限り、②は成立しえない、ということである。

①の要件を成立させるための材料が、史料ということになる。現在では、金石文・文献・古文書に代表される文字史料にとどまらず、遺跡、遺物、絵画、写真、映像、さらにはヒヤリングなどを駆使して歴史を復元するオーラル・ヒストリーに至るまで、史料が広範かつ多様な形で存在することが共通の認識となっているといつてよい。

しかし、材料が常に事実を語るとは限らない。無数に存在するさまざまな材料が、史料ととらえられるには、主体的に史料に働きかける営為が不可欠である。一步踏込んでいえば、そのことよつてのみ、史料ははじめて応えてくれるということになる。

史料が何を語るか？史料を通じて史実を客観的に確定していく作業、その作業が史料批判ということになる。一点の史料から、どれだけ豊かな史実を引出すことが出来るか、ここでは、史料批判の技術的巧拙に止まらない、歴史研究者としての才幹が問われているということが出来る。

2 書翰を史料として読む

本稿で取り上げる大隈重信宛書翰は、このたび（二〇一五年三月）完結を迎えた『大隈重信関係文書』（全二一巻・二〇〇四～二〇一五年、みすず書房）に収載されている書翰である。『大隈重信関係文書』は、早稲田大学図書館、早稲田大学史学資料センター、佐賀市大隈記念館が所蔵する、大隈重信に寄せられた書翰を解説、翻刻した史料集である。

挨拶状・礼状など形式的な書状を除いた日本人和文書翰、約七四〇〇通からなる。

書翰は、日常的な意思伝達手段であったことから、差出し・受取り双方が事前に了解している事実が前提になってやり取りされており、通常、了解事項については文面には具体的に記述されず、省略されていることが多い。さらに日常的な意思伝達手段であったがゆえに、逆に一通に盛り込まれる情報量も限られており、そう多くはない。そのため、記されている文字のくずしだけでなく、内容的にも書翰の読み取りは結構難しい。それ故書翰の内容を理解し、歴史を復元する史料として使うためには、まずは、往翰・来翰を問わず、できるだけ多くの書翰を収集し、個々の書翰では分らない未知の情報を埋める作業が第一歩となる。

しかし、現実には、そうした作業のみで史実の全貌を伺うにたる状況が生まれることは、幸運でもない限り、なかなか困難だろう。当『大隈重信関係文書』も大隈に宛てられた来翰のみを収載したものであり、当然のことながら大隈の返翰はない。そうしたなかで、大隈への来翰のみで、約七四〇〇通も残されてきたのは、子孫をはじめとした関係者や早稲田大学図書館・大学史資料センターなどの諸機関の継続的な努力の賜物に他ならない。

文書（文字史料）の場合、常に作成される目的や意図が存在する。書翰もその点では同様であり、いつ、だれが、だれに、何のために、何を、どのように記したのか、が問題とされなければならない。書翰中にそうした内容が具体的に記されていれば、その点から種々の事実を明らかに出来、史実として確定できる事柄も多いと思われる。しかしながら、書翰にそうした内容が常に具体的に記されているとは限らない。差出人・受取人にとって、既知の情報は省略されることが一般的であるから、書翰には書き込まれないことが普通である。では、その場合最初に何に着目すればよいのか。差出人・受取人の氏名、住所（差出し場所・受取り場所）、書き手、受取り手が就いている役職や地位、さらには両者の関係から推測できること、などであろう。

今少し具体的に検討してみよう。たとえば、差出人が既知の人物ないしは著名な人物の場合、当該書翰の年代推定は、差出人の名前・居所、またはその時就任している役職などがその重要な手掛かりとなる。そのうえで、書翰内容の検討にすすむことが出来る。一方、差出人が未知の人物の場合は、まずその人物がどのような人物なのか、それを特定することからはじまる。そのうえで、年代推定↓内容の検討にすすむこととなるが、その際には人物（差出人・受取人）の特定が、年代推定や内容を検討するうえでの重要な手がかりとなる場合もある。換言すれば、書翰の読解には、「形式から読み取る」姿勢と「内容から読み取る」姿勢という双方からのアプローチが、同時並行的かつ相互交換的にすすめられることが不可欠である。

こうした事柄を前提に、具体的な書翰の検討に入っていくこととしよう。

3 年代推定作業の諸事例

年代を絞り込む場合、一般に差出人・受取人、年月日（一般には月日は記述されていることが多いもの、年代については省略されていることが多い。明記されていないことも、本文中に記述される時候の挨拶文や文面中に年代を特定できる重要な情報が隠されている場合もある）、文面に登場するキーワード、具体的には、①文面に登場する出来事や事柄、②登場人物や差出人の役職、社会的地位、③文中に登場する人名や地名など、といった事柄が、年代を絞り込む有力な情報源となることも多い。以下では、年代推定の進め方について、実際の収載書翰を事例に、五つのケースを紹介したい。

偽札云々之義に付、明朝七時迄之内參殿、上申可仕候也

八月廿七日

安藤則命

大隈公閣下

内容は、「偽札云々」の件について、明朝七時まで到大隈の屋敷を訪ね、「上申」＝報告する、というものである。

キーワードは、差出人の安藤則命と本文「偽札云々」であろう。いわゆる偽札問題が大きな社会問題となったのは、一八七九（明治一二）年の藤田組紙幣贋造事件のこと。藤田組は、長州藩出身の藤田伝三郎が、一八六九（明治二年）に設立した企業で、井上馨をはじめ、同じ長州藩出身の有力政治家とのコネクションを背景に急成長した政商である。当時藤田組が井上馨と結託して偽札を発行したとして同組に嫌疑がかけられ、警視庁が捜査にあたっていた。

一方、安藤則命を調べると、事件に密接に関わった井上馨の伝記『世外井上公伝』に、安藤の進退伺書が収載（明治二年二月二七日付）されており、安藤が、同事件の捜査を担当した警視庁の中警視であったことが分る。安藤は、事件の全容解明に積極的で、当時大隈重信は、参議で大藏卿を兼任していたことから、贋造問題は管掌事項であった。そのため、安藤が大隈に面会し、捜査状況について報告しようとしたと考えられる。捜査にあたっていた安藤が大隈邸を訪問し、捜査内容について「上申」するということであれば、時間的には、「進退伺」提出の前ということになる。つまり、当書翰の作成年月日は一八七九（明治一二）年八月二七日ということになる。

但し、実際には、年代推定を進めるうえで、内容を検討しなければ、年代を絞り込めない場合も多い。文面を読み、内容を詰める過程で、同時に年代を絞り込むという作業を並行して進めなければならないことしばしばある。

Case 2 飯塚朝次郎書翰（第一巻 八三〜八四頁） 二月三二日付

謹啓 倍す御健康に被為遊候。大慶に奉存候。拙者事宮城県第五区の政況上視察を要する事あり、本部より出張せられたしとの事に付今視察中に御座候得共、桃生郡文けにては首藤氏を推さんとするものあり、遠藤氏を選まんとするものあり、実に困入候次第に有之候。尤も本吉郡と牡鹿郡の政況は未視察中なれば相分り不申候。右御参考までに申上候。

次に遠藤氏へ立寄候所白鳥を伯爵へ進呈致し呉れとの依頼を受け候に付、帰京の上は直ちに持参可仕候得共、積雪中の道中随分厄介なる品物に御座候也。

十二月三十一日

飯塚朝次郎

大隈重信様閣下

本書翰は、宮城県第五区の政治状況について、党本部より視察するよう指示された飯塚朝次郎の現地視察報告である。文面は、宮城県第五区の選挙区の候補者決定をめぐる桃生郡の対立状況について報告していることから、議会展散後のことと考えられる。書翰日付は二月三十一日と大晦日である。当初翻刻担当者の年代推定では、明治二四（一八九二）年で、担当者の推定根拠は以下の如くであった。

「首藤陸三は、明治二四（一八九二）年二月六日の宮城県第五区補欠選挙に出たが、敗れている。明治二五年の総選挙でも同様である。一方、明治二六年の補欠選挙で衆議院議員に初当選し、日清開戦後の明治二七年九月の総選挙（六月解散）では、前代議士として選挙にのぞんだ。本書翰によると、桃生郡の立憲改進黨員たちは、遠藤か首藤かでもめ、遠藤も立憲改進黨員として出馬の意志があったとみえる。しかし『毎日新聞』明治二七年一月六日付を見ると、首藤の桃生郡の事務所は、遠藤卓治方となっている。明治二七年の『報知新聞』の報道においても、首藤は手堅い選挙戦を行っている」とされ、三月一日の

総選挙では当選している。内容からいえば、明治二十四年がふさわしい。第二回臨時総選挙は、明治二十四年二月二十五日解散、明治二十五年二月一日選挙となっている。政府による大選挙干渉が問題となった。第三回臨時総選挙は、明治二十六年二月二十九日衆議院停会、一二月三〇日解散、明治二十七年三月一日選挙となっている。本書翰の日付は、一二月三十一日付である。第五区について、本部より出張せられたしとのことで、飯塚が出向いたことになっている。一二月三〇日解散、一二月三十一日宮城到着は、桃生郡の状況を報告できるというのは不可能ではないが、日時に余裕がない。一二月二四日に解散した明治二十四年ならば、多少余裕がある。よって、明治二十四年一二月三十一日付のほうがふさわしいと思われる。」

翻刻担当者によれば、明治二十四年とした理由は、一二月三〇日に解散した明治二六（一八九三）年では、宮城に赴く時間的余裕が一日と余りにもなかったこと、それに較べ、二四（一八九二）年であれば、一二月二四日解散であって、「多少余裕がある」という点に求められているに過ぎない。確実に時間的に不可能であることが確認できれば、明治二十四年に決まるであろう。しかし、この時間的余裕の有無のみによって年代を確定するのは性急に過ぎよう。

実際の年代推定では、書翰内容を踏まえ、確実な事実関係から年代を絞り込んで行く必要がある。まず、衆議院が年末に解散されたのは、第二議会は明治二十四年二月二十五日（↓第二回総選挙）、第五議会明治二六年二月三〇日（↓第三回総選挙）、第一一議会明治三〇（一八九七）年二月二十五日（↓第五回総選挙）の三回である。一方、宮城第五区の選挙区が存続するのは明治三三（一九〇〇）年までである。『進歩党党報』第一九号（明治三二（一八九八）年一月一日発行・なお進歩党結党は明治二九（一八九六）年三月）には、飯塚が議院解散後政治視察として東北に赴き、翌年一月七日に帰京した旨の記事が掲載されている。さらに『報知新聞』（明治三二年二月一日付）の「選挙界の近勢」と題された記事に、宮城県第五区の状況が報道されて、首藤陸三と遠藤善夫との候補者決定をめぐる競争・対立があり、遠藤善夫が進歩党を脱党し、実業家候補として出馬することとなり、脱党宣言書を発布した旨の経緯が掲載されてい

る。

『毎日新聞』の記事を根拠に、出馬をめぐって対立した遠藤が、遠藤卓治だと決めつけるのも問題である。首藤が置いた桃生郡の選挙事務所が遠藤卓治宅であったことは事実であるが、そもそも出馬をめぐって対立する相手の自宅をわざわざ選挙事務所に選ぶことはしまい。飯塚は、この首藤と遠藤善夫との対立を「実に困入候次第」と、大隈に報告したものと考えるのが妥当であろう。だとすれば、当書翰の年代は明治三〇（一八九七）年二月三十一日付と推定できる。書翰内容は、桃生郡の情況が首藤と遠藤（善夫）、それぞれ候補の座をめぐって対立している状況が報告されており、『報知新聞』の記事内容とも符合している。

逆に、『郵便報知新聞』明治二四年二月二日付、「社説」欄の「宮城県第五区の選挙」では、首藤陸三を支持する旨が記されており、この時の飯塚の報告のような対立が存在したことをうかがわせる選挙区状況については、全く触れられておらず、明治二四年と推定する根拠としては弱い。

Case 3 伊藤博文書翰（第一巻 二〇一頁）一三三目付

過日重疊申上置候林董三郎御呼出無之、又西郷之異議に而は無之乎と甚懸念仕候。今日は拜命可被仰付乎最早余日無之、至急御取極可被下候。拜具

念三

「巻封」大隈参議殿至急 伊藤工部大輔

翻刻担当者によれば、差出人が「伊藤工部大輔」となっていることから、伊藤博文の工部大輔在任中の書翰であることを踏まえ、その在任期間から年代の絞り込みを行った。伊藤の工部大輔在任期間は、明治四（一八七一）年九月

二〇日、明治六（一八七三）年一〇月二十五日である。途中、明治四年一月一日、明治六年九月一三日までは岩倉遣欧米使節団副使として海外にいたので、

「書翰が認められたのは、明治四年九月二〇日、明治四年一月一日、明治五（一八七二）年三月二四日、五月一七日（一時帰国）、明治六年九月二三日、明治六年一〇月二五日の間と考えられる。内容は林董三郎（林董）の工部省勤務の件と思われる。林が工部省に關係するのは、明治六年の工部大学校設立時で、正式には明治六年六月九日の工学助就任以降である。よって、明治六年のことと推定される。そうすると明治六年の九月か一〇月であるが、明治六年一〇月は、征韓論政変のさなかであり（一〇月二四日西郷隆盛辞任）、このようなことを処理できる余裕はなかったと思われる。よって（明治六年九月カ）二三日とする。」

としている。差出人が「伊藤工部大輔」となっていることから、彼の工部大輔在任期間の書翰であることには間違いない。問題は、内容を文面に登場する林董三郎の「工部省勤務の件」と決めつけている点にある。

書翰内容全体から推定すれば、人事案件がらみの内容であることは首肯されるものの、林の「工学助就任云々」の件と決めつける理由は見出せない。明治四年一月、伊藤は岩倉使節団副使として渡欧しており、その直前の時期が最も可能性が高いと考えられる。途中の一時帰国のさなかに、人事案件で、「最早余日無之」といった文言を書翰に記さなければならぬような緊急を要する案件は、通常では考えられない。ここは離日までの時間的余裕がないといった意味と考えられる。また帰国した時期は、征韓をめぐる、政局は慌ただしい雰囲気であり、悠長に省内人事に精力を割くという状況にはなかった。

一方、「今日は拜命被仰付乎」という文面からは、人事発令を期待する旨をうかがわせる。書翰内容は人事案件で

あることは間違いない、その案件が「西郷之異議」によって滞っていることを「懸念」していると記している。目前に迫った伊藤の離日までに解決・実現しておかなければならない問題だとすれば、伊藤の所管事項である工部省人事などではなく（伊藤の出発前にやり遂げておかなければならない緊急性のある工部省人事である可能性は低い。加えて工部省人事に西郷隆盛が関与してくるとすれば、相当高位の重要ポスト人事ということになるが、この時期そうした人事問題が顕在化した事実はない）、喫緊を要する西郷が関与しうる人事案件とすれば、岩倉遣欧米使節団の随員選任以外には考えられない。

林は旧幕臣で、佐倉藩医佐藤泰然の五男に生まれ、幕府御殿医林洞海の養子となった。慶応二（一八六六）年幕命によりイギリスに留学、明治元年に帰国した後、榎本武揚軍に投じて箱館戦争に参加して、同戦争敗北後、政府に捕らわれた。明治三（一八七〇）年に釈放され、兄松本良順の紹介で陸奥宗光と知り合い、翌年（明治四年）、陸奥が神奈川県知事に就任したことに伴い、神奈川県に出仕した経歴をもつ。その後岩倉使節団随員（書記官）に選ばれることとなるが、本書翰は、林董三郎が使節団書記官に選任されるに至る経緯を具体的に伺わせるものである。

「過日重畳申上置候林董三郎」との文面からは、伊藤が熱を込めて林を適任として推薦していること、ところが林董の随員発令が、西郷の反対（少なくとも伊藤はそう推測していた）によって人事発令が行われていない、という事実が書翰から確認できる。伊藤は、そのことを懸念して、離日が迫るなか「至急御取極可被下候」と、参議大隈重信に、早急に決定してもらいたい旨を依頼したというのが、本書翰の内容ということになる。他方、林は使節団の日本出発直前の明治四（一八七二）年一〇月二三日、使節団の二等書記官に任命されており、この点からすると、書翰日付は二三日としか記されていないものの、林が書記官に任命された明治四年一〇月二三日の可能性が最も高いと考えられる。逆に、決定にあたって、伊藤博文の本書翰が林董の書記官任命実現に向けて直接的契機となったことも同時にう

かがわせよう。

Case 4 岩倉具視 (第二卷 六八〜六九頁) 三月二七日

先日來御内談政体一件、三条にも頼りに早く決着致し呉との事に候。同公湯治願も有之旁に候。右に付今日若し御統合よろしく候は、午後三時比より來車不相成哉。幸囲基も願度存候得共、差支候は、明朝參掛御立寄有之度存候事に候。仍早々如此候也。

三月廿七日

具視

大隈殿

追申 山田今度転任之事既に御評議にも相成候得共、如何にも氣毒亦前途懸念も不少、今一応御内談申度存候事に候。早々以上

追伸部分には、「山田今度転任之事既に御評議にも相成候得共、如何にも氣毒亦前途懸念も不少」とある。ここから、政府部内で、「山田」の「転任」の案件が「評議」されていたことが確認でき、岩倉自身は、山田の転任に危惧しており、乗り気ではなかったことがうかがえる。右大臣の岩倉が、人事案件で「氣毒」との感情を抱き、なおかつ「前途懸念」を抱くほどの重大問題と認識していた問題とはどのようなものであったのであろうか。参議・省卿クラスで人事案件が浮上していた「山田」なる人物は、おそらく明治一二(一八七九)年九月一〇日に参議兼工部卿に就任した山田顕義以外には考えられない(明治二三(一八八〇)年二月二八日辞任)。

対岳文庫(岩倉具視文書)中に、この「山田」の「転任」問題に関連すると思われる有栖川宮熾仁親王よりの岩倉

具視宛書翰（分類整理番号、Ⅱ（R二七）五六―一三〇（年不詳））が存在する。当書翰は三月一九日付で年は不詳であるが、当書翰によると、榎本武揚海軍卿を、新設する農商務卿に就任させ、その後任に参議の山田顕義をあてる案が太政官内部で論議されていたという。榎本は明治一三年二月二十八日、川村純義の後任として就任し、明治一四（一八八一）年四月七日までその任にあった。三月一九日付有栖川宮書翰が認められた時期は、明治一三年もしくは明治一四年の二年に絞られる。また熾仁親王は明治一三年二月二十八日左大臣に着任したばかりで、この人事案件について評議に加わっているとすれば、やはり左大臣就任後と考えるのが妥当であろう。一方、農商務省が設置されたのは、明治一四年四月七日であるから、こうした人事案が協議の対象にのぼるのを明治一三年とすると、その三月下旬から具体的な卿候補を挙げて協議が重ねられていたとするのは、時間が空きすぎていると感否めない。書翰の年代は明治一四年と考える方が自然である。

すなわち、山田顕義は、農商務省新設に絡んで、省卿人事で参議兼工部卿から海軍卿への転任の候補者の上つていたということになる。これは榎本武揚を農商務卿に就任させようとする動きに連動し、いわば政府内の玉突き人事であったが、この構想は実現しなかった。ところが、榎本は明治一四年四月七日に海軍卿を辞任し、後任には前任の川村純義が再任され、新任の農商務卿には文部卿の河野敏謙が就任した。後任の文部卿には福岡孝弟が就任。結局、山田顕義は工部卿の任は解かれたものの参議は留任となった。農商務卿人事を巡って政府内ではそれぞれの政治的思惑が錯綜したようである。海軍卿に就任した川村純義は参議兼任であったが、農商務卿の河野敏謙、文部卿の福岡孝弟は参議ではなかった。

本書翰は、この人事異動の直前に書かれたと推定される。一八七五年二月、大阪会議において、大久保利通と木戸孝允・板垣退助の間で、天皇親政の実を挙げるため、内閣と諸省を分離し、木戸・大久保の如き元勳は内閣に在りて

もつばら輔弼の任にあたり、各省には第二流の人物を配し、行政諸般の事務を専掌させることで、合意を見ており、もし山田顕義が海軍卿となれば、参議を辞職しなければならなくなるのではないか、それを危惧した岩倉は書翰中で「気毒」と表したのではなかったか。岩倉はそうした人事構想に「前途懸念も不少」と、不安を抱いていたものと思われる。以上より本書翰の年代は、明治一四年三月二七日と推定される。

また、当書翰本文では、「先日来御内談政体一件」について、太政大臣三条実美からも早く決着してもらいと頻りに慫慂されている旨が記されている。大隈はこの直前に五憲政体意見書「国会開設奏議」を左大臣有栖川宮熾仁に提出しており、それを踏えて、大隈と協議をすすめるべく、来訪を請うというのが、書翰本文の内容である。この時期、五憲制導入をめぐり、大隈・岩倉双方の間で調整が図られようとしていたことを伺わせるもので、推定年代とも矛盾しない。

Case 5 岩橋轍輔（第二卷 一〇四頁） 二月一七日

熊谷昨朝相伺候処御来客中不尺委曲候得共、同人身上之儀何分中島跡江御取扱之儀訳而奉願呉候様今朝申出候。右者御都合如何可有御坐候哉、何卒成就相成候様偏に奉願候。百拜

二月十七日

本書翰には差出人・受取人の氏名は記されていないものの、『大隈重信関係文書』第一巻に収載されている岩橋轍輔書翰四五通のうちの一通であることは、書き手の書体からして岩橋当人のものであると推定できる。岩橋轍輔は、一八七三（明治六）年一月七日、七等出仕、翌七四年一〇月、大蔵少丞に就任しており、時期的に熊谷の後任にあたると思われる。岩崎は一八七五年九月一五日に退官している。退官後一八七九年には函館に開進社を設立して発起人

惣代として、自ら北海道開拓に乗出していった人物である。ただ彼は一八八二年一月二八日に死去しているので、これ以降時代が下ることはない。

書翰文中に登場する「熊谷」は、敬称も使われておらず、文面からは親しい間柄であることがうかがわれる。同輩ないしは、年齢の近い先輩後輩の間柄が想定される。その点を踏まえると、「熊谷」とは、大蔵省官吏の熊谷武五郎かと思われる。熊谷は秋田久保田藩の出身で、紀伊藩士であった岩橋とは立場は異なるが、退官した後は士族授産事業に挺身し、岩橋も勤めた四十四銀行の頭取を務めるなど両者は親密な関係にあったと推測される。熊谷は渋沢栄一の伝手で大蔵省に入省し、明治六（一八七三）年一月大蔵少丞に就任、明治七（一八七四）年一〇月に大蔵大丞兼記録頭に転任して、明治八（一八七五）年九月までに大蔵省を退官している。内容からは熊谷の在官中のことであることは間違いない。話題は「同人（熊谷―大庭）身上之儀」についてである。

文面に「何分中島跡江御取扱之儀、訳而奉願呉候様今朝申出候」とあり、熊谷が「中島」の後任に転任できるよう、大隈の助力を乞うよう、岩橋が熊谷から依頼されたことを受けて、岩橋から重ねて依頼した書翰であると推測される。同時期に大蔵省に在官していた中島姓を捜すと、明治七（一八七四）年一月に租税権頭から神奈川県令に転任した中島信行がいることが確認できる。

明治七年三月といえは、中島信行租税権頭の後任人事が進められていたさなかのことであったのではなからうか。熊谷が中島の後任として租税権頭に転任できるよう、岩橋は尽力したようであるが、結局、この人事は実現せず、同年一〇月に至って、大蔵少丞から大蔵大丞兼記録頭への転任が実現したものであると思われる。恐らくこうした人事異動は、熊谷の意には沿わなかったであろう。その後間もなく、熊谷・岩橋は相次いで、大蔵省を退官していくこととなるのである。よって書翰は明治七年三月一七日付のものと考えられる。

おわりに

『大隈重信関係文書』に収載された書翰は、今回紹介した五例のケース以外、約七四〇〇点にのぼる全ての書翰一通一通について、検討した五例のケースと同様の翻刻・年代推定作業を経て、収載に至っている。

翻刻にあたっては、完成原稿に至るまでの過程で、必ず複数の担当者によるチェック態勢が取られた。年代推定については、Case 2・Case 3の事例にみるように、最初に翻刻担当者が調査にあたり、年代推定を行うことを原則としたものの、翻刻作業同様、年代推定に誤りがないか、複数の担当者によって必ず確認作業が行われ、推定に誤りがある、ないしは年代推定が不可能とされた書翰については、複数の担当者が年代推定にあたるという形がとられた。もちろん早い段階で年代推定が不可能であることがはっきりしている書翰も数多く存在した。

その一方で、推定できる年代が複数に絞り込め、二者択一にまで絞り込めつつも、最終的に何年と決定づける根拠を見出せず、年代不明とせざるを得なかった書翰も五、六通に止まらなかったことも言い添えておきたい。

『大隈重信関係文書』の編纂作業は、大隈重信の来翰の翻刻を通じて、文面を読み取り、内容を理解し、その書翰が認められた年代を推定（確定）することが基本であった。言い換えれば、わたしたちが携わってきた年代推定の作業とは、単に年代を推定することに止まらず、同時に書翰内容を読み取り、史実を復元する史料として、歴史を学ぼうとする者が使用できるようにするための前提作業に他ならなかったということである。今日の報告の最初で指摘した、歴史学の営みの前提条件ともいえる、①書翰という材料を通して事実を史実として確定していくという作業を地道に行っていくということに尽きる。

この書翰群を史料としてどのように使いこなして、歴史学の営みの十分条件となる、②歴史像を構成していくという営為につなげていくのか、これが、今後に残された私たちの課題ということになる。その入口はすでに用意されている。

※ 本稿は、二〇一五年一〇月一二日に開催された大学史資料センター主催のシンポジウム「大隈に手紙を寄せた人びと——大隈重信へのまなざし」での報告を原稿化したものである。尚当日は時間の制約があり、具体的な事例については二例しか紹介できなかったが、原稿化するに当たっては、事前に準備した五例をすべて原稿化した。